

火葬証明書の交付の手続きについて（三次市の場合）

手続きのできる方	焼骨をお持ちの親族の方等で、墓地又は納骨堂への納骨に際し、「死体火葬許可証」を紛失された方（※注1）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身分を証明するもの（運転免許証や健康保険証 他） ・認め印 ・「(※注1) の場合、戸籍謄本（原本）等」
受付時間	午前9時00分から午後5時30分まで
手数料	500円
受付窓口	三次市斎場 悠久の森（※注2） 連絡先：0824-65-3411
その他	<p>・交付には、火葬日時の確認や証明書類の作成等のため、お時間を要します。</p> <p>・交付を希望される場合は、あらかじめ受付窓口である「三次市斎場 悠久の森」に、お電話で確認を行ったうえ、手続きをしてください。（※注3）</p> <p>※郵送での手続きを希望される方は、上記「必要なもの」のほかに、</p> <p>(1)返信用封筒（82円切手添付（特別な場合を除く））</p> <p>(2)証明書1通につき500円分の定額小為替を同封していただくか、または、つぎの口座に振込してください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>振込先口座</p> <p>口座金融機関：0569 440 もみじ銀行三次支店</p> <p>名称：株式会社 日本斎苑 代表取締役 渡部 彰</p> <p>口座情報：普通 3026063 カニホンサイエン タイワグ アキラ</p> </div>

（※注1）

◎死体火葬許可申請者（当時）以外の方が申請される場合、死亡者との続柄を確認するため、戸籍謄本（原本）等が必要です。

（※注2）

◎三次市斎場の3施設は、株式会社日本斎苑（三次市十日市東二丁目3番8号）が指定管理者として管理運営を行っています。

（※注3）

◎交付については、「三次市斎場 悠久の森」が供用開始された平成24年度分から可能です。交付不可能で本籍地が三次市にある場合は、原則「除籍謄本」等の交付によって対応しています。（除籍謄本交付に係るお問い合わせ先：三次市 市民部 市民課 市民窓口係 電話番号 0824-62-6138）